

新 城 市 議 会

経 済 環 境 委 員 会

平成23年12月14日（水曜日）

経済建設委員会

日時 平成23年12月14日（水曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、建設部

第165号議案

「質疑・討論・採決」

第166号議案

「質疑・討論・採決」

第167号議案

「質疑・討論・採決」

第192号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 長田共永 副委員長 中根正光
委員 山田たつや 森 孝 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、建設部の係長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭

開 会 午前9時00分

○長田共永委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において、本委員会に付託されました第165号議案から第167号議案まで及び第192号議案の4議案について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第165号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 この件につきましては、さきの本会議の中で二人の議員が質疑したわけがありますが、特に単身者の取り扱いについてというのは、ご存じのように条例の素案をつくる段階で単身者を認めている自治体と認めていない自治体が分かれていると思うのですが、うちが特に単身者を認めたということについては、先日の説明の中で十分に理解できました。

その件についての質疑の中で、部長の答弁の中にはっきりとどういう取り扱いをするんだというところが見えてこない、今後要綱をつくるという発言で終わったと思いますが、何か素案の段階で単身者の取り扱い、もちろん妻帯者や子ども連れの方を優先することは私どもも理解できるのですが、単身者の取り扱いについては今後の要綱の中でどのような考え方で進んでいくのか、その辺のところをお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○長田共永委員長 松本課長。

○松本博也都市計画課長 要綱については、今、検討しているところなんです、それについて、いろいろな市町の状況を調査いたしました。優遇の仕方については二つございまして、一つは抽選するチャンスを2回以上与

える。例えば、数年お待ちである方は引くチャンスを2回与える、3回与えるというふうな方法を取られているところもありますし、優遇グループと一般グループを分けまして、優遇グループは優遇グループで公開抽選し、一般グループは一般グループで公開抽選し、優遇グループから順次入れていくというような方法を取られている市町もありますので、どちらかの方法にしたいと思いますが、今回の場合、市営住宅の本来の目的が住宅に困窮している方々に対して、低廉な家賃で提供するというのが本来の目的ですので、そういう意味で公営住宅法も単身者の方々は対象としていなかったわけですが、今回は法律のしぼりが取れたということも踏まえまして、従来、入居が現在可能であった方々を優先のグループとして抽選し、今回新たに緩和した単身者の方々は単身者の方々に抽選し、その優劣をつけていきたいと今は思っております。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 今、話を聞いても要綱が複雑な内容になるかと思うのですが、単身者が応募してきた場合、単身者にきちっとそういう説明をしておかないと、後々もめる原因にもなるかと思しますので、十分にその点については配慮していただきたいと思っております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第166号議案 新城市鳳来簡易給水施設整備事業分担金に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第166号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第167号議案 新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第167号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第192号議案 新城市学童農園山びこの丘及び新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 指定管理について少し勉強してきて、お伺いしたい点がありますので、お願いいたします。

今回の契約について、指定管理のことなんですけど、順を追ってお聞きしたいと思うんですが、まずサイクリングターミナルが休止したにもかかわらず、ビルホゼンの契約金が減額されてないような感じなんですけど、サイクリングターミナルが閉鎖されて、契約金がそのままきたという経緯を簡単にお伺いしたいのですが。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 契約の金額については、そのサイクリングターミナル自体の規模が小さかったということと、最近でいいますと重油の値上がり等がありまして、かなり光熱関係の費用が伸びているという関係があると思います。詳細については、細かく調べないと分かりませんので、この場ではそのぐらいの回答でお願いします。

○長田共永委員長 総務部長。

○夏目総務部長 今回の公募につきましては、市から金額を明示しました。したがって、ご指摘のところは、8,200万円の内訳がもしわかれば、それを説明して理解をいただければよろしいかと思いますが。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 次に、この契約されまして、ゆ〜ゆ〜ありいなを皆さんのために続けていくのですが、この契約されたことによって、地域の雇用はどんなふうに見解を持って

おられますでしょうか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 雇用の面なんです、現在も以前と同じように地元の雇用が優先されておまして、ゆ〜ゆ〜ありいなにおきましては、全従業員が15人いるわけですが、市内から13人と、あと二人についてはビルホゼンの本部の職員が該当します、それから、山びこの丘につきましては、パートも含めませけれども26人がすべて市内からの雇用ということになっています。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 次に、ゆ〜ゆ〜ありいなで観光面についての効果というのは、どのように出ておりますか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 観光面におきましては、地元の業者の発注とかその辺の関係もあるんですが、例えば四谷千枚田だとか、梅の里川売だとか、鳳来寺山周辺の紅葉に関連する特別運行、バスを運行して観てから、山びこの丘だとかゆ〜ゆ〜ありいなに行くとかそういったことでやっていますし、四季の風景だとか花木を鑑賞するツアー、それからハイキングやウォーキング、その他諸々そういった観光的な要素を取り入れた集客を行っております。それから地元の農産物だとか、土産品を販売するということが観光には貢献していると思います。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 次に、まちなみ情報センターのことでずっとやっておったんですが、当初の予算の立て方と少し違うかもしれませんが、必要な修繕費があるのですが、修繕費のことについて、修繕費の予算があるからこれだけ使う、前は燃料代が高騰したから補正予算を組んだって、そういう予算については柔軟な態度は協定書の中にはあるんですが、予算のつけ方については修繕費等はどのような形になっているのでしょうか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 例えば指定管理の積算なんです、それは大きく人件費、事業費、事務費、そういった経費を設定して、その内訳に従って利用料金とか指定管理料などを決めておりますので、そうした費用から捻出するということが特に修繕料が幾らということとは指定していません。予算としてビルホゼンのほうが概ね幾らと、例えば550万円とか、そういった金額を予算化しています。ただ、修繕料につきましては必ず550万円を550万円使うということではなくて、若干少ない場合もありますし、ただ余りにも修繕料が少ない場合には、途中で運営委員会を開きますのでそのときに乖離があると、これはどういう意味合いなのかというようなチェックもしておりますし、ただ修繕料が例えば少なくとも他の費用が伸びるといようなこともありますので、そういった中で積算においては、さきほど言った内訳のほかにトータルで指定管理の提案に基づいて、チェックはしておりますけれど、まあそんな内容です。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 次に、営業の日について伺いたいんですが、僕も思ったんですが、特に多くの方が年末年始に帰ってくるものですから、12月29日から1月1日、こういうふうに協定書の契約項目にあったのですが、これは変更というのは希望があればできるような話も山崎部長が言っていました、その辺はどうでしょうか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 休館日につきましては、協定書を結ぶときに別添の業務仕様書の中に「火曜日及び12月29日から1月1日までの年末年始を休館日とする」というふうに謳っておりますし、条例も同様の規定をしております。ただし、条文にもあるんですが、指定管理者が新城市の承認を得て休館日を変更することができますので、これから協定書を締結

するんですが、その際にいろいろな意見をお聞きしながら協議していくことになるかと思えます。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 ということは、協定書の中の変更というのは、こちらから申し出る、向こうが受ける、向こうから申し出る、こちらが受ける、そういうことでいいのですか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 原則は指定管理ということで任せておりますので、指定管理者からの申し出に基づいて市のほうが承認するという格好をとりますけれども、ただ市も指定管理を総括的に管理しておりますので要望だとか協議することは可能になりますので、協議の上、指定管理者からの申し出に基づいて市が承認するという形になると思います。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 昨日、電話で聞いたら、年が明けたら1月1日に営業すると聞いたのですが、これは突然決まったということですか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 この1月1日の営業については、10月20日付けで指定管理のビルホゼンのほうから協議がありまして、10月27日付けで市のほうが承認したという格好になります。

○長田共永委員長 山田委員、改めて委員長から申し上げますが、ビルホゼンがこの施設に指定管理者としていいか悪いかの議論をお願いしたいと思います。

山田委員。

○山田たつや委員 契約が始まったところから現状というのは、動員数は減っておるのでしょうか。それとも、増加の傾向にあるのでしょうか。

○長田共永委員長 原田課長。

○原田哲夫観光課長 ゆ〜ゆ〜ありいなに関しましては、ほかに類似施設がいろいろ出来

た関係もありまして若干の減少傾向、山びこの丘につきましては、浜名湖でボート転覆事故がありましてその関係で若干宿泊客が流れたということもありますし、それから営業努力もあるかと思うんですが少し増えている状況です。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 一点だけお伺いしたいのですが、静岡ビルホゼンが何年か契約をしておられるわけですが、私どもから見ると、ゆ〜ゆ〜ありいなについては非常にいろんな事業に取り組んでみえるように見えるのですが、学童農園については、なかなか目に見えて利用度がないように感じているわけですが、今回の契約に当たって、静岡ビルホゼンは山びこの丘について何か目新しいような計画を出されて、この契約がなされるということか、そこのところだけお伺いしたいのですが。大変立派な施設ですので、もう少し有効活用のできるような形をビルホゼンとの間で。

○長田共永委員長 内藤鳳来地域整備課長。

○内藤幹生鳳来地域整備課長 山びこの丘ですが、現在、自主事業でパンの販売だとか、そばだとか、そういう部分と農産物の直売所で地元の方の農産物を売るだとか、そういうことについては、以前にはなかったことを一生懸命やっておっていただいています。それと、山びこの丘単独ではなくて、ビルホゼンのほうではゆ〜ゆ〜ありいなの方からシャクナゲがきれいに咲くときには、バスを運行して山びこの丘のほうにも来てもらうだとか、そういう観光的に連携していただくというようなことも、これからもう少しいろいろな面で両施設がうまくいくような格好でご提案はいただいております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第192号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第192号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済環境委員会委員長 長田共永